

新型コロナウイルス感染症を理由とした免許状更新講習への影響について

免許状更新講習の開設にあたっては、令和2年6月5日付け2教教人第14号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続き等の留意事項について（通知）」において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う教師の業務量の増大等が、免許状更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」にあたるものとして、免許状更新講習の修了確認期限の延長又は教員免許状の有効期間の延長を行って差し支えないことを周知。

このような状況を踏まえ、令和2年度における影響等について、令和3年3月に各都道府県教育委員会等に調査を実施したところであり、その結果概要について報告する。

調査① 【回答者:47 都道府県】

新型コロナウイルス感染症を理由とした免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期限の延長について

— 結果概要 —

- 令和2年度に更新期限を迎える者のうち、更新申請者は 78,819 名、免除申請者は 13,138 名、延期・延長申請者は 9,514 名であった。
- 延期・延長申請者 **9,514 名**のうち新型コロナウイルス感染症を理由とした申請者は **4,530 名(約 48%)**であり、全体(更新・免除・延期・延長申請者計 101,471 名)の**約 4.5%**にあたる。

更新申請者	78,819 名	
免除申請者	13,138 名	
延期・延長申請者	9,514 名	(うち、コロナを理由とした申請 4,530 名)
合計	101,471 名	

調査② 【回答者:47 都道府県】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動への対応として臨時免許状を授与した状況について

— 結果概要 —

- 令和2年度における臨時免許状授与件数は **9,264 件**であった。
- 最も多かったのは小学校で 3,911 名、次いで高等学校 2,411 名、中学校 1,983 名という結果となった。
- 授与件数合計 8,763 件のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた対応としての授与件数は **94 件(約 1%)**にとどまった。

幼稚園	253 件	(1 件)
小学校	3,911 件	(65 件)
中学校	1,983 件	(23 件)
高等学校	2,411 件	(4 件)
特別支援学校	569 件	(1 件)
養護教諭	128 件	(0 件)
特別支援学校(自立教科等)	9 件	(0 件)
合計	9,264 件	(94 件)

() :臨時免許授与件数のうちコロナの影響を受けた対応としての授与件数

調査③【回答者:47 都道府県、20 政令市】

新型コロナウイルス感染症の影響による教員免許更新制への影響(更新講習受講が困難になる、有効期間の延長等を行ったなど)について

— 結果概要 —

○「おおいに影響が生じた」、「一部に影響が生じた」と回答した都道府県等が 50 件にのぼり、全体の約 75% となった。

おおいに影響が生じた: 7件	一部に影響が生じた: 43 件
ほとんど影響が生じなかった: 8件	まったく影響が生じなかった: 5件 把握していない: 4件

○具体的な影響について、主だったものは次のとおり。(※下線は複数の自治体から同様の回答があったもの)

- ・夏季休業期間が短縮され、例年より業務多忙となったことにより、更新講習受講期間の確保ができないといった声が多くあがった。
- ・夏季休業期間が短縮されたことにより、更新講習の受講期間の確保ができず、有効期間の延長等を行う者が多数存在した。
- ・当初受講予定であった更新講習が中止になり、その後どのようにして更新すればよいかという問い合わせが増加した。
- ・今回のコロナ特例措置による有効期間の延長・修了確認期限の延期により、令和5年度末に有効期限・修了確認期限を迎える者が大幅増となるため、教育委員会としての業務の増加が懸念される。
- ・更新講習を開講する各大学が、会場の密を避けるため受講可能人数を制限したことにより、希望の更新講習が受けられず、計画的な受講が困難であったとの声があった。
- ・教師から相談等があった場合は、それぞれの状況(インターネット環境等)に応じて、通信による更新講習を中心に、受講ができるよう案内をした(インターネットがない場合は、テキストやDVDにより受講できる大学を紹介した。)
- ・夏季休業が短縮されたことにより、免許更新講習に関わるeラーニングの修了確認試験が課業日と重なった。

調査④【回答者:47 都道府県、20 政令市】

新型コロナウイルス感染症の対応のための教師の追加的確保における教員免許更新制(免許状の未更新等)による影響について

— 結果概要 —

○「おおいにあった」、「一部にあった」と回答した都道府県等が 20 件(約 30%)となった。

○「ほとんどなかった」、「まったくなかった」と回答した都道府県等は 32 件(約 48%)となった。

おおいにあった: 6件	一部にあった: 14 件	ほとんどなかった: 8件
まったくなかった: 24 件	把握していない: 15 件	

○具体的な影響等について、主だったものは次のとおり。(※下線は複数の自治体から同様の回答があったもの)

- ・免許状の未更新により、退職教師等を臨時的任用教員として活用ができなかった。
- ・免許状の未更新により、臨時免許状を授与して勤務してもらった。
- ・追加的に教師を確保する必要が生じた際に、免許の失効が壁となり、候補を探すのに大変苦慮した。
- ・退職教師は、免許の更新を行わずに失効することが多いため、コロナ対応のためにスポット的に活用することができず、コロナ禍において更新制の影響を強く感じた。
- ・追加的確保のために免許状が休眠中の者に対しては、更新講習を受講し、免許状の回復をさせる意思を確認の上、臨時免許状を授与した。回復意思のないものに対しては臨時免許状を授与することができず、任用できなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症対応とは関係ないが、産・育休代替教師等の配置においては、退職教員等に声をかけていくものの、免許の未更新を理由に断られるケースも少なくなかった。
- ・新型コロナウイルス感染症の対応のための教師の追加的確保が必要という状況は、ほとんど生じなかった。
- ・免許状の未更新により、教員免許状を保持していながらも、免許状不要職で任用せざるを得なかった。
- ・追加的確保の場合だけでなく、恒常的な講師不足の状況があるため、未更新等の対応には苦慮している。